



第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 庁内における推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、すべての部局に関係します。また、あらゆる施策が、男女共同参画社会づくりに配慮して企画、立案、実施される必要があります。

このため、副知事を会長とし、各部長、教育長及び警察本部長で組織する「宮崎県男女共同参画推進会議」において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図るとともに、県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って施策の企画、立案、実施に携わることができるように、研修機会や情報提供の充実を図ります。

2 市町村との連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、国、県、市町村が相互に連携を図る必要があります。特に、住民と身近に接する市町村の果たす役割は重要となります。

そこで、県と市町村との一層の連携を図り、市町村の男女共同参画社会づくりに向けての取組を促進します。

3 関係機関、民間団体等との連携強化

女性団体をはじめとするさまざまな機関・組織・団体やグループ、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等と行政との連携を密にし、自主的な活動を促進していきます。

4 計画の進行管理

具体的施策について掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を評価していきます。

